

議案第16号

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例の 一部を改正する条例について

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）等の施行による建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法律」といいます。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」といいます。）の一部改正に伴い、港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例（令和2年港区条例第9号。以下「条例」といいます。）を改正します。

1 法改正の背景・概要

2050年カーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス46%削減（2013年度比）の実現に向け、建築物分野において、省エネルギーの徹底に加え、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化が必要不可欠であることから、全ての新築住宅・非住宅について省エネルギー基準への適合を義務付けるなどの法律及び省令の改正が行われました。

2 改正内容

条例の条文中で引用している法律及び省令の条項番号を変更します。

3 施行期日

令和7年4月1日

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(前略) (定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 四 (略) 五 特定建築物 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）が二千平方メートル以上の建築物をいう。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）<u>第二十条各号</u>のいずれかに該当する建築物を除く。 六 九 (略) (中略) 付 則	(前略) (定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 四 (略) 五 特定建築物 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）が二千平方メートル以上の建築物をいう。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）<u>第十八条各号</u>のいずれかに該当する建築物を除く。 六 九 (略) (中略) 付 則

1 (略) 2 この条例中第二章の規定は、この条例の施行の日前において次の各号のいずれかに該当する建築物については適用しない。 一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第三項の規定に基づき所管行政庁（同法第十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関）が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条第一項第一号に定める適合判定通知書に係る建築物 二・三 (略) 付則 この条例は、令和七年四月一日から施行する。	1 (略) 2 この条例中第二章の規定は、この条例の施行の日前において次の各号のいずれかに該当する建築物については適用しない。 一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第三項の規定に基づき所管行政庁（同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関）が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第四条第一項第一号に定める適合判定通知書に係る建築物 二・三 (略)
---	--